恵那市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、近年の夏季における 猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の 熱中症対策に係る経費に関し、現場管理費の補正をすることで、工事における熱中 症対策の推進を図るとともに、実態に合った積算を行うことを目的とする。

(対象工事)

- 第2条 この要領による対象となる工事は、市が発注し、主たる工種が屋外作業となる次に掲げる工事とする。
  - (1)「土木工事標準積算基準書」を適用する土木工事
  - (2)「土地改良事業等請負工事積算基準」の工種区分を適用する土地改良工事
  - (3)「水道事業実務必携」の工種区分を適用する水道工事
  - (4)「森林整備保全事業設計積算要領」の工種区分を適用する治山・林道工事 (対象地域)
- 第3条 この要領による対象となる地域は、市内の全ての地域とする。

(用語の定義)

- 第4条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1)真夏日

日最高気温が30  $\mathbb{C}$  以上又は暑さ指数(WBGT) が25  $\mathbb{C}$  以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30  $\mathbb{C}$  以上又は暑さ指数(WBGT) が25  $\mathbb{C}$  以上の場合とする。なお、不稼働日は含まない。

(2)工事期間

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片づけ期間の合計をいう。ただし、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作を含む工事で工場製作のみを実施している期間、工事全部を一時中止している期間は含まない。なお、工事の終期とは最終変更設計の作成開始日とし、受注者と発注者が協議し決定するものとする。

(3)真夏日率

工事期間中に発生した真夏日の日数を工期から除した割合をいう。

真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工事期間(日)

(積算方法等)

- 第5条 積算方法等は、次のとおりとする。
  - (1)現場管理費の補正は、受注者から提出された計測結果を基に、工事期間中の真夏日

率を算定した上で熱中症対策補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

熱中症対策補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

対象純工事費×{((現場管理費率×補正係数)+補正值)+熱中症対策補正值}

- (2)補正値及び真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 なお、他の現場管理費の補正値と重複する場合においては、補正値の合計は最高 2%とする。
- (3)他の現場管理費の補正値とは、土木工事標準積算基準書の「積雪寒冷地域で施工期間が冬期となる場合、「緊急工事の場合」、森林整備保全事業設計積算要領の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」とする。

(気温の計測方法等)

- 第6条 気温の計測方法等は、次のとおりとする。
  - (1)受注者は、工事着手前に提出する施工計画書または承諾書に、工事期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するとともに、計測結果の資料を発注者に提出する。
  - (2) 真夏日の計測方法は、次のとおりとする。
    - ①岐阜地方気象台恵那観測所(恵那市長島町永田大洞)の気温を用いることを標準とする。
    - ②環境省が公表している恵那市の暑さ指数(WBGT)を用いる。
  - (3)第6条(2)①の計測気温は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件によりこの算定式により難い場合は、発注者と協議し補正方法を決定するものとする。

補正後の気温(℃)=計測気温(℃)-標高差(m)×0.6/100(m)

標高差(m)=工事現場の標高(m)-気象庁の地上気象観測所の標高(m)

(4)標高差は、小数点以下1位を四捨五入して、整数止めとする。 (適用等)

第7条 この要領は、受注者の任意とし、特記仕様書に恵那市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の対象工事である旨を明記する。なお、受注者は、本試行要領の実施を希望する場合は、工事着手前に受発注者間で協議することとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月22日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、令和7年4月1日以降に起案した既契約工事にも適用できるものとする。